

重要事項説明書

社会福祉法人 悠久会

ケアハウス リバーサイド養老

重要事項説明書

ご入居者に対するケアハウス(軽費老人ホーム)施設サービス提供開始にあたり、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、当施設がご入居者に説明すべき事項は次の通りです。

1 設置・経営主体

法人名	社会福祉法人 悠久会
法人所在地	岐阜県大垣市上石津町乙坂 18-1
代表者名	理事長 松岡 典彦
電話番号	0584-47-2722

2 ご利用施設

施設の名称	ケアハウス リバーサイド養老
施設の所在地	岐阜県大垣市上石津町乙坂 18-1
電話番号	0584-47-2722
FAX 番号	0584-47-2723

3 施設の概要

施設種別	社会福祉法に基づく軽費老人ホーム ケアハウス		
構造規模	鉄筋コンクリート造り 7階建て		
延べ床面積	2,553.83 m ²	居室数	1人部屋 50室
居室面積	23.12 m ²		
居室内容	・洗面台 ・収納棚 ・トイレ ・エアコン ・ミニキッチン ・緊急時コール		

4 職員数

- | | |
|-------------|------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 事務員(兼務) | (1名) |
| (3) 生活相談員 | 1名 |
| (4) 介護職員 | 2名以上 |
| (5) 栄養士 | 1名 |
| (6) 調理員(委託) | (4名) |

※注 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算したものです。

5 職員の職務内容

- (1) 施設長は、理事長の命を受け、所属職員を指導監督し、施設の業務を統括するものとする。
- (2) 事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- (3) 生活相談員は、入居者の生活上に必要な生活指導・相談・支援を行う。
- (4) 介護職員は、入居者の支援ならびに施設管理を行う。
- (5) 栄養士は、入居者の食事・栄養摂取についての相談・支援を行う。

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)	4週8休
生活相談員 介護職員 栄養士 事務員	正規の勤務時間帯(8:30～17:15)	4週8休 ※勤務表による
宿直職員	宿直(17:00～翌 8:30)	※勤務表による

7 サービスの提供年月日

- * サービスの提供は、入居の契約日からと致します。
- * 契約日は、予め施設との間で定められた日、実際に入居された日、または居室の鍵をお渡しした日のうち、いずれか最初に訪れた日と致します。
- * 契約終了日は、予め施設との間で定められた日、入居者、施設のいずれからの契約の解除を申し出、予告期間が満了となった日、または居室内の私物をすべて搬出し居室の鍵を返却された日のうちの最も遅い日と致します。

8 サービス内容

種類	内容
相談及び援助	当施設は、ご入居者およびそのご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
食事	栄養士の立てる献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。又、入居者の体質等により必要な場合は、可能な限り提供方法の変更を行います。 (食事時間) 朝食 7:30 ～ 8:30 昼食 12:00 ～ 13:00 夕食 17:30 ～ 18:30
緊急時の対応	ご入居者の緊急時等必要な場合には、状況に応じ適切な対応をし、協力機関等やご家族に責任をもって引継ぎます。 非常通報装置や全館一斉放送設備を活用し、緊急の連絡を速やかに行います。
入浴	○一般入浴は、月曜日から土曜日 16:00～19:30 まで入浴できます。 ○介助の必要な方は、上記以外の決められた曜日・時間の入浴です。
夜間の管理体制	宿直職員 1名
保健衛生	ご入居者の健康の保持・疾病の予防の為、定期的な健康診断・インフルエンザ等の予防接種など実施して頂きますようお願いいたします。
利用者の活動への協力	施設での生活が健康で明るいものとなるよう必要に応じ、ご入居者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力致します。また、適宜レクリエーション行事を企画致します。

その他のサービス ※一部のサービスについて有料となります	病院の送迎(指定する病院、西美濃厚生病院、関ヶ原診療所、養老町内の病院、上石津町内の病院への送迎をします)※送迎のみで院内介助は行いません。 理美容サービス(床屋・美容院が来訪します) 買い物サービス(月に2回) ※病院送迎及び買い物送迎については、施設専用車両にて実施します。天候や路面状況等、また施設事業などで実施できない場合がありますのでご了承ください。 ※万が一、実施中に事故が発生した場合には、実施車両に加入している自動車保険の適用範囲内で補償とさせていただきますのでご了承ください。
--	--

9 利用料

(1) ケアハウス利用料

- * ケアハウス リバーサイド養老の利用料金表(別紙)に基づき、毎月の利用料を前年の収入の階層に応じて請求致します。
- * 契約開始日、契約終了日が月途中である場合、施設利用料(管理費・生活費・事務費)を該当月の暦日数で日割り計算し、精算するものと致します。
- * 事務費は、前年の対象収入により翌年度の階層(金額)が決定されるため、入居時及び翌年以降、年1回収入等に関する資料を必ず提出して下さい。
- * 前日の午後5時までに欠食する旨の届出があった場合、朝食 185 円・昼食 260 円・夕食 260 円を欠食返金分として翌月分の請求にて精算致します。

(2) 居室水道光熱費

居室水道光熱費は、各居室のメーター値に基づき、電気料金・水道料金は毎月にて、別途請求致します。電気料金、水道料金は、外泊や入院等によるご入居者のご不在、ご使用の有無に関わらず、料金が生じます。また、月途中で入居・退去された場合には、契約開始日からもしくは契約終了日まで実際に使用された料金にてご請求致します。

(3) 入居者の選定により提供するもの。

区分	利用料
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	○日常生活品の代行購入代金 ○レクリエーション等に使用する材料等費用 ○外出・買い物・緊急時付添など各種支援サービスに係る費用 ※別紙 ケアハウス実費負担サービス利用料金表による。

(4) 支払方法等

利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いただきますようお願いいたします。

ア 事業所指定の金融機関からの口座振替

※サービス利用月の翌月17日に引落しさせていただきます。

(該当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。)

イ その他の金融機関からの口座振替

※事業所指定の金融機関以外にも対応が可能な金融機関があります。その場合、事業所指定金融機関の手続きに比べてお時間を要することがあります。

※サービス利用月の翌月17日に引落しさせていただきます。

(該当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。)

ウ 銀行振込(振込手数料はお客様負担となります。)

※サービス利用月の翌月20日までに事業所指定の口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

エ その他

※上記 ア・イ・ウの支払方法が困難な場合は、現金でのお支払も考慮します。

その場合、サービス利用月の翌月20日までにお支払いただきますようお願いいたします。

10 施設利用者提出書類及び生活上の記録等開示について

(1) 当施設において、日常の生活上で特別に発生した事柄(疾病、負傷、事故など)については、書面により記録します。

(2) 当施設は、入居時に提出された各種書類や前項にある記録等をサービス完結の日から5年間はこれを適正に保存し、ご利用者、ご家族の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。また、ご利用者に関係する機関より問合せや上記の書面の閲覧希望があった場合は、必要に応じご利用者、ご家族の許可を得て応じます。

11 苦情相談窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

受付担当者 : 施設生活相談員 解決責任者 : 施設長

ご利用時間 : 月曜日から金曜日 8時30分～17時00分

ご利用方法 : 窓口へお申し付け下さい。

※ 第三者委員による相談

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

大垣市役所 高齢介護課

所在地 : 大垣市丸の内2丁目29番地

電話番号 : 0584-81-4111(代表)

岐阜県運営適正化委員会

所在地 : 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号

電話番号 : 058-278-5136

12 協力医療機関

医療機関の名称	木村医院
所在地	岐阜県養老郡養老町押越
電話番号	0584-32-0063

医療機関の名称	伊藤歯科医院
所在地	岐阜県養老郡養老町押越
電話番号	0584-32-1003

13 虐待の防止について

当施設は、ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員のご入居者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当施設職員又は養護者(ご入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。
- (4) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当施設は、ご入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合、ご入居者の家族または身元引受人並びに岐阜県及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、サービスの提供によりご入居者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご入居者の側に重過失がある場合は、

損害賠償の額を減じることができます。また、ご入居者同士の賠償すべき事項が発生した場合には、当事者同士及び家族・身元保証人との話し合いにより解決お願いいたします。

(3) 当施設は、万が一の事故に備えて、賠償責任保険に加入しています。

15 非常災害時の対策

防災設備	施設には、火災・地震・風水害等非常災害に備えて、消火器・散水栓・スプリンクラー等の消火設備、非常放送設備・非常階段・滑り台等の避難設備を備え、3日分の非常食を備蓄しています。
平常時の訓練	夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施し、入居者の方にも参加していただきます。
消防計画等	養老町消防本部へ届出 防火管理者の設置

16 退居について

- * 退居を希望される場合は、所定の「退居届」を提出してください。退居には30日以上 の予告期間が必要となります。
- * この施設において日常生活が送れなくなった場合、金銭の管理や各種サービスについての理解が困難になってこれらの場合、利用料の滞納、入居の要件や利用認定に関して虚偽の届け出を行った場合、他の入居者への迷惑行為があった場合等は、退居していただくことがあります。
- * 退居時の居室原状回復は、各入居者様のご負担でお願いしております。また居室清掃・ワックス清掃・抗菌消臭が必ず必要になります。その他壁紙の貼り替え、床フローア貼り替え、備品設備の補修等は状態に応じて必要になります。退居時には、職員がご本人、もしくはご家族と原状回復が必要な箇所を一緒に

確認致しますので、お立会い下さいますようお願い致します。

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間の設定はありませんが、防犯上の施設管理関係で午後9時に施設内の施錠を行いますので、8時30分までの面会にご協力ください。また、来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。 ※面会時は、施設で行っている感染症対策にご協力願います。また、感染症の発生状況によっては、一時的に面会をご遠慮いただくことがございますので予めご了承ください。
外出・外泊	外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。外出の際、お帰りが遅くなる場合は、職員に申し出てください。
居室の維持・管理	居室の維持・管理(清掃を含む)は各自でお願いします。危険な場合、困難な場合はご相談ください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。また、電球など消耗品に関する物の交換・設置してあるエアコンの清掃などについて発生した費用については、各自の負担でお願いします。
家財等持ち込み品	居室のスペース及び設備環境に伴った家財及び電化製品等の持ち込みをお願いします。また、灯油ストーブやファンヒーターなど発火性のある器具の持ち込みはご遠慮ください。さらに仏壇等にお飾するローソクや線香など直火で使用する物の使用もご遠慮ください。
喫煙	施設館内及び施設敷地内での喫煙は、原則禁煙とします。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入れないようにしてください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。